

第五十一回国会 衆議院 商工委員會議 第三十二号

昭和四十一年四月二十七日(水曜日)

午前十四時四十分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 浦野 幸男君

理事 河本 敏夫君

理事 板川 正吾君

理事 稻村 左四郎君

理事 小笠 公昭君

理事 神田 博君

理事 三原 朝雄君

理事 石野 久男君

理事 沢田 政治君

理事 島口 重次郎君

理事 栗山 礼行君

理事 小川 平二君

理事 田中 榮一君

理事 田中 武夫君

理事 内田 常雄君

理事 海部 俊樹君

理事 田中 六助君

理事 早稲田 柳右馬君

理事 大村 邦夫君

理事 實川 清之君

理事 良方君

理事 麻生 良方君

理事 進藤 一馬君

理事 衛司君

理事 影山 衛司君

理事 影山 衛司君

理事 影山 衛司君

理事 影山 衛司君

理事 影山 衛司君

理事 影山 衛司君

理事 影山 衛司君

理事 影山 衛司君

理事 影山 衛司君

理事 影山 衛司君

理事 影山 衛司君

出席政府委員

通商産業政務次 進藤 一馬君

官 官

中小企業庁長官 影山 衛司君

委員外の出席者

四月二十六日

中小企業合理化機械貸与制度創設反対に関する

請願(田中榮一君紹介)(第三四三九号)

同外四件(佐々木秀世君紹介)(第三四四〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

官公需についての中小企業者の受注の確保に関

する法律案(内閣提出第一四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する

法律案(板川正吾君外十八名提出、衆法第二

二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する

法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四

第一類第九号 商工委員會議録第三十二号 昭和四十一年四月二十七日

号)

○天野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出官公需についての中小企業者の受注の

確保に関する法律案、板川正吾君外十八名提出官

公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法

案、麻生良方君外一名提出官公需の中小企業者

に対する発注の確保に関する法律案を議題として

審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。麻生良方君。

○麻生委員 この法律につきましては、私どもの

ほうの党におきましてもすでに提案をいたしてお

りまして、大体的な基本的方向については、政府

案も私どもの案も、また日本社会党から提案され

ております案も相違点はないと思うのであります

が、ただ私はこの際一つだけ大局的な立場に立つ

て、この法律の具体的な要項に入る前に、政府の

この法律を出すにあたっての基本的な考え方を少

しお伺いを申し上げておきたいと思ひます。

初めに、つかぬことのようにですが、この法律を

何のために提出したのか。この目的はここに

書いてありますけれども、特に経済全般の情勢

の中でこの法律を提出したくなった基本的な考え

をお知らせ願ひたいと思ひます。

○影山説明員 お答え申し上げます。

今回、官公需についての中小企業者の受注の確

保に関する法律を提案いたしますに至りました理

由でございますが、御承知のように、ただいま日

本経済全体が不況の中に沈滞しておるわけでござ

います。その中で特に中小企業者がその不況の

影響を強く受けておられます。私も中小企業者

の人たちの声を聞いてみますと、まず何をやって

ほしいかということに對しましては、受注が非

常に減少をいたしておるから受注の増大をはか

つてほしいという声が非常に強いわけでございま

す。そういう声を背景にいたしまして、政府とい

たしまして、今回の予算等におきましても財政

支出の増大によりまして、有効需要を確保いたし

て景気の回復をはかるという措置をとるに至

つたわけでございまして、政府が責任を持って景

気の回復をはかるという場合におきまして、やは

り中小企業者のほうにそういう発注の場合のシ

ュアを拡大してあげるといふ配慮が必要ではないか

ということが、こういう法律を提案するに至りま

した理由でございます。また、基本的には御承知

のように基本法第二十条におきまして、中小企業

者のために受注の機会の増大をはからなければな

らないということが規定をされておりますので、

またそれに基づきまして法律を提案いたしたよう

な理由であります。

○麻生委員 そうしますと、この法律は要すれ

ば、政府の中小企業者の対策の一つとして取り上

げられたと解してよろしいわけですか。

○影山説明員 さようでございます。

○麻生委員 そうしますと、私は少し一般論から

入りたいと思ひます。あなたは今度中小企業庁長

官におなりになったわけですが、今日の中

小企業の不況、それから景気の不況、これをあな

たは単に中小企業だけの問題であるとお考えに

なっておりますかどうか、その辺の所見をお伺い

したい。

○影山説明員 お答え申し上げます。現在の不況

と申しますのは、単に中小企業の不況というだけ

ではなくて、日本経済全体が不況に陥んでおるこ

うことでございまして、そのために財政支出

による有効需要の拡大ということも、日本経済全

体を含めまして景気を回復しようという努力

のあらわれであらうと思ひます。

○麻生委員 そうしますと、やはりあなたのお考

えの中にも、中小企業の今日の不況は日本経済全

体の問題であるという考えが基本にあると思

うのですが、そうすると日本経済全体の問題とし

て、なぜ中小企業者が不況に追い込まれているか、

それからしばしば言われている、日本経済の二重

構造というものがどういう形で国民生活に影響を

与えているかという点について、大まかな御見解

をお知らせ願ひたいと思ひます。

○影山説明員 お答え申し上げます。日本経済全

体が現在不況に陥んでおりますのは、何と申しま

しても過去におきましますところのいわゆる高度成長

のひずみを受けまして日本経済の過剰投資とかい

うようなことになりまして、有効需要がこれに伴

わないという現象があらわれておるわけで

ございまして、長期的に見ますならば、そういう

設備投資等によりまして日本経済全体を近代化し

ていくということが必要なのでございまして、短期

間、短期的に見ますと、そういうふうな設備投

資と有効需要とが合っていないというふうな状況

も出てきたわけでございまして、そういうところ

が大きな原因であらうかと思ひます。そういうこ

ろが中小企業はそれの中におきまして元来が生産性

の格差等におきましておくれがあるわけでござい

まして、そのおくれの回復ができていないうちに

またこういう不況にあいましたわけでございませ

るので、そういう点で特に中小企業者のほうに影

響が強いというふうな考えをお伺ひたいと思ひま

す。

○麻生委員 もう少し一般論をお伺ひしたいので

すが、あなたは、高度成長政策のめたらした一つ

の結果として今日の日本経済構造のひずみが生ま

れていて、こういうふうにお考えのようでありま

す。御承知のように終戦直後は日本経済はやみ

時代、戦国時代で、雨後のタケノコのようにやみ

企業が繁栄を遂げた。したがってその時期は中小企

業も大企業もさして相違がなかった。特に大企

業の場合は財閥が解体されて一時滅裂になって

おったわけですが、その時代をゼロとすると、今

第一類第九号 商工委員會議録第三十二号 昭和四十一年四月二十七日

号)

てほしいという声が非常に強いわけございま

す。そういう声を背景にいたしまして、政府とい

たしまして、今回の予算等におきましても財政

支出の増大によりまして、有効需要を確保いたし

て景気の回復をはかるという措置をとるに至

つたわけでございまして、政府が責任を持って景

気の回復をはかるという場合におきまして、やは

り中小企業者のほうにそういう発注の場合のシ

ュアを拡大してあげるといふ配慮が必要ではないか

ということが、こういう法律を提案するに至りま

した理由でございます。また、基本的には御承知

のように基本法第二十条におきまして、中小企業

者のために受注の機会の増大をはからなければな

らないということが規定をされておりますので、

またそれに基づきまして法律を提案いたしたよう

な理由であります。

日の大企業の成長率をかりに一〇〇と考へた場合に、中小企業の成長率は戦後二十年の間にどの程度の比率で成長しておりますか。

○影山説明員 お答え申し上げます。

中小企業者ももちろん戦後私どもも努力いたしまして近代化の努力をいたしたわけでございまして、大企業も一生懸命近代化の努力をございまして、やっておりますわけでございまして、徒歩競走の場合に大企業の方が足が速いということで、中小企業も一生懸命努力をいたしておりますけれども、どうもおくれてきておるといのが実情ではないかと思ひます。その生産性の格差等ではかつてみまして、大体五〇％程度というふうな大まかに考へていいのではないかと考へております。

○麻生委員 私の推定では五〇％までいいない。大企業が一〇〇とすると、中小企業、特にこれは零細まで含めると大体十分の一だというふうには私は推定します。しかしその数字の差はともかくとして、いまあなたは、中小企業も一生懸命近代化の努力をいたした、しかしそれで追いつかなかつた、こういうお話ですが、それではちよつと初めの高度成長政策との結びつきがないので、大企業が一〇〇に成長したというこの背景には、あなたが御指摘のとおり高度成長政策があつたという事実を否定できないと思うのです。そうすると、高度成長政策というのは、基本的にその裏づけをした政策は何ですか。

○影山説明員 高度成長政策が悪いとかいいとか言つておるわけではございません。高度成長政策の前提になりましたのは、やはり何と申しまして世界的新技術革新の波が非常に迫つてまいりまして、日本経済全体がその技術革新の世界的な進運におくれたらなければならないこと、これを努力していかなければならない、あるいは消費の面におきまして、戦前と戦後におきましては、大量生産的な消費のパターンというふうなものも変わつてまいりまして、そういう経済環境の変化に日本経済全体が早く適応していかなければいけないということ、そういう面が高度成長政策といふ

う面になつてあらわれてきたわけだろうというふうな考へておるわけでございします。

○麻生委員 私の聞いているのはそういう抽象的なことじゃないので、経済政策というのはいささか具体的な裏づけがあるはずなんです。高度成長政策がとられたのは必ずしも池田内閣のときじゃない。第二次吉田内閣のときあたりからすつて、日本の大企業を高度に成長せしめることによつて、日本の資本主義の戦前以上の復活をはかうという基本的な構想に基づいて、歴代の自民党の政治がとつてきた政策です。しかもこれは経済政策なんです。だからいまみたいな抽象的なことじゃなくて、大企業が今日異常なまでにいわれる繁栄ぶりを示した背景には、高度成長政策にささえられた具体的な政策があつたはずなんです。その具体的な政策、特に私は金融と税制面からそれをささえた政策をあなたからお聞きをしたい、こういう御質問を申し上げたのです。

○影山説明員 非常に広範な御質問でございまして、私として十分答えられるかどうかかわからないのでございしますけれども、やはり日本経済がそういう技術革新等におくれておりますので、それに追いつくために開発銀行等を通じまして、大企業のそういう設備投資の拡大という点につきまして、政府も助長いたしておるわけでございしますけれども、それ以上にやはり日本政府といたしましても、中小企業者の近代化のおくれということにつきましましては、金融面、税制面あるいは御承知のように中小企業対策につきましても国の財政を投入いたしまして、あるいは予算を投入いたしまして、中小企業の近代化、合理化という具体的な施策を相当広範に打ち出してまいつたわけでございします。そういう点で日本経済全体が、金融面、税制面等において全般でございしたバランスのとれた成長をいたすようにしてまいつたつもりでございしますが、やはりその点については中小企業者のほうがおくれてきたという点では否定し得ない事実じゃないかというふうな考へるわけでございします。

○麻生委員 それはあなたのお答えに矛盾がある。政府が中小企業も大企業もともにコントロールされたバランス政策をとつてきたのなら高度成長政策ということばや政策はなかつたので、端的に言えば、大企業をとりあえず戦前並みに復興せしめようというのが高度成長政策である。それがいいとか悪いとかいうことを言っているのじゃないのです。

そこで、企業が成長する条件というのは、あなたは何だと思ひますか。あなたが御商売をやつておる立場で自分の商売を繁盛させようと思ふ場合に、何が一番ほしいですか。

○影山説明員 お答え申し上げます。

安定した注文と、それからその裏づけになりますところの金融、それが第一であらうかと思ひます。

○麻生委員 もう一つあるでしょう。

○影山説明員 税金の面もあります。

○麻生委員 もうけた金を税金で取り上げてくれなければ、こんないいことはないと思う。いま中小企業者の大部分がそれを望んでおる。しかし、きょうは別に税制に関する法律の審議じゃありませんから、それを取り上げません。要すれば、高度成長政策というのは、大企業を成長せしめるために、その背景としての財政投資の面それから税制措置の面、この二つにささえられて大企業が今日のような繁栄を見た。その結果として、あなたが初めにお話をされたように中小企業が取り残された。つまり低い成長率のまま今日に追い込まれている。この把握がなくては、あなたが中小企業庁長官におなりになつて中小企業の問題を中小企業だけにやらせてもこれは解決しない。あなたがおっしゃるような日本経済全体の中の中小企業の現状と、それからなぜそういう現状になつてきたかというその把握がないと、せっかく長官におなりになつてもたいした功績をあげることができまいと思ひます。

そこで、私はもう少しあなたにお伺ひしたいのですけれども、あなたは中小企業は、従業員を入

れますといふ全国で二千万と言われておりますね。農村企業のことは別といたしまして、このよる日本経済のひずみ、いわゆる企業格差でありますが、それが現実の国民生活の中にどのような格差を与えてきているかということをお伺ひしたい。

私は一つ例をあげます。いま大企業に働いてるA、かりに家族四人といたします。その給与所得。それから百人前後の中小企業で働いてるB、これも同じく家族四人、その給与格差がどのくらいあるか、あなたからお聞きしたい。

○影山説明員 お答え申し上げます。

御親切な御教訓、どうもありがとうございます。そう。日本経済全体の中における中小企業の占める地位というものにつきましても、今度の四十年度の中小企業白書におきましても相当勉強して解明をいたしたつもりでございまして、そういう点を頭に置いて今後中小企業対策を推進していきたいというふうに考へます。

それから中小企業の施策の国民生活に与える影響等でございますが、具体的な問題とされて、賃金の問題を出しになつたわけでございしますが、中小企業白書の中で賃金水準についての統計があるわけでございしますけれども、賃金格差、これは大体三十人から九十九人のところをとつてみた場合におきまして、大企業と中小企業との賃金の格差は七八・三％となつております。それから一人当たりの賃金動向でございしますけれども、これは中小企業者が三十六年度におきまして平均二十一万三千円にございしましたが、三十九年度におきましては三十五万九千円というふうな、賃金の上昇を示しております。中小企業対策と申しましても、中小企業の経営者だけの対策ではございませんで、やはり従業員ぐるみ、企業全体がよくなくていくということも心がけなければいけないというふうな考へておりますが、賃金の面におきましては、中小企業も相当に上昇いたしておるというふうな考へておるわけでございします。

○麻生委員 もう少し具体的なお答をお願ひを

したいのです。あなたは数字の上だけで、パーセンテージや比率の上だけでお考えのようですが、私はもっと具体的に考えておいたのです。たとえば家族四人で一般的な大企業と言われる労働者の給与は大体三万七、八千円それから八百人前後の中小企業、一応Bの立場に立つと二万七、八千円から三万円前後、その程度の格差がありますが、これは表面的な賃金格差で、今度はその二人の労働者の奥さんの家計簿の中から取り上げてみると、たとえば住居費といったようなものを取り上げると、また非常に格差があることがわかります。大企業の場合は、大体住居費の支出が、奥さんの家計簿の中では千円から千五百円前後であり、御承知のようにこれは別な問題ですが、住宅あるいは持ち家その他を持っており、これは政府の政策の結果というよりも、大企業の高成長政策のおかげで、住居費もそこまで大企業の従業員の場合は減少されてきておる。それに頼み中小企業の場合は、大体六千円程度、特に六大都市では六千円程度の住居費の支出を見ております。東京だけで大体このような六千円程度の支出、つまりアパートに住まわっている世帯がどのくらいあるか、あなた御承知ですか。

○影山説明員 まだ承知しておりません。
○麻生委員 これは、ひとつ御記憶願いたいのは、五十万世帯くらいあります。しかも私の調査では、この五十万世帯くらいの人たちの企業別階層を見ると、ほとんどが中小企業階層です。この人たちは要するに住宅も与えられないから、その四層半住宅を余儀なくされている。これが中小企業で働く人の実態なんです。そういうようなことが、つまりこの高度成長政策の結果として、いまあらわれた二重構造が、一人一人の国民の生活の中に具体的に与えてきた格差ということになっておる。そこで中小企業問題を取り上げるときに、この問題を踏まえた上で取り上げなければ、中小企業の対策というものは一時的なカンフル注射に終わってしまうわけなんです。あなたが中小企業長官として考える場合に、このひず

みを是正していくためにいろいろな措置があると思います。その措置の一つとしていまこれで政府が御提案されている官公需の問題も出ておるわけです。そのほかにあなたがお考えになって、こういう措置を当然講ずるべきだと思われる問題があります。

○影山説明員 お答え申し上げます。

御承知のように今度の昭和四十一年度の中小企業対策につきましては、近代化、高度化あるいは金融の面あるいは税制の面につきましては、相当の拡充をいたしたわけでございますが、やはり何と申しまして今後の問題といたしましては、先生の御指摘のとおり、労働問題、あるいは中小企業者の福利厚生問題というようなことが、今後一番取り組んでいかなければいかぬ問題だろうというふうに考えておるわけでございまして、私どもも、今後中小企業対策の一つの重点といたしまして、その問題に取り組んでいくつもりになっておるわけでございます。

○麻生委員 あなたは中小企業長官としていろいろおやりになりたいことはあると思っておりますけれども、総理大臣ではございませんから、全部やるわけにはいかないと思う。しかしそういう角度からこの法律が出たとすれば、私はこの法律と同時にもう一つあなたに中小企業長官として考えていただきたい。それは、いまの産業分野の中では、自由主義経済でありますから大企業がどんな職業にでも、またどんな生産にでも資本の力を持つてかつてに手を伸ばすことが野放しに許されております。たとえば大企業がかってにワイシャツをつくってそれを売ります。そうするとワイシャツをつくっていた中小企業のメーカーは、産業分野が非常に圧迫されるということになる。したがってそれだけ企業は圧迫されてきます。したがって、この大企業と中小企業の産業の分野というものを、いまのような野放しの形にしておいて、この法律だけを通してみたとすると、それは片手落ちのそしりを免れない。私はこの際特にあなたの御意見をお聞きしたいのは、近き将来において政府

からこの産業分野の確保、特に中小企業の産業分野の確保についての法律を出しになる御意図があるかどうか、それをお聞きしたい。

○影山説明員 お答え申し上げます。

御指摘のとおり中小企業分野に大企業が進出してくる傾向もなきにしもあらずでございます。そういう点、深く認識をいたしておるわけでございますが、一応この問題につきましては御承知のとおり団体法におきまして、商工組合との団体協約、大企業との団体協約、それからその話のつきません場合には調停審議会にあげまして調停を行なうというような一応の制度ができております。これをやはり一定分野を中小企業者のために確保をいたしまして、その中には大企業が入ってはいけぬのだというふうな考え方をとります。これは経済の弾力性というものが失われてまいりますので、そういう方向ではなくて、やはり大企業と中小企業者の商工組合等が交渉いたしまして、その場合に中小企業者なりあるいは関係各省原局がこれに加わりまして、中小企業者の発言権の弱いところを補充いたしまして、そこで話し合いによりまして具体的な問題としてこれを解決をしていくという基本的な態度をとっておるわけでございまして、そういうところから具体的な問題として解決をしていきたいというふうに当面考えております。さしあたり分野の確保のための法律というものを提案する意向はまだ持っておりませんけれども、なおよく実態等も検討いたしまして、この問題をさらに研究していきたいというふうに考えておるわけでございます。

○麻生委員 あなたのお考えに基づくと、この法律もいま提案されておる法律も出して出す必要はないのであります。それぞれ話し合いによって受注発注をしていけばいいということになります。なぜこれを出したかということとは、やはり資本主義社会のもとにおいては勢い大きな資本を持つものが支配力を持つてくる。したがってそこに持ってきて、またなおかつ高度成長政策で大企業に対しての特典が与えられ過ぎておる。そういう

中小企業の立場を育成しなければ国民経済のバランスがとれないという観点からこの法律が提案されておるのです。したがって産業分野の確保についても同じ観点から、あなたのおっしゃるようなことであるとするならば、これはやはり話し合いということで法律は必要ない。これを出したくなった根拠は、当然産業分野の確保に同じ立場から取り上げられてしかるべきである。ですからこの点についてあなたは勇氣を持って、いま最後にもう一度考慮するおっしゃっております。資本主義社会の持つ一つの傾向をチェックしていくためには法律の力によらなければならぬ。それは私は社会主義だとは申し上げませんが、これは法律がなければ産業分野の中小企業の分野と大企業の分野とのバランスもなかなかとり得ない、これが現実でありますから、その点は十分お考えになって、私の希望としては近い将来これと同様に、産業の分野に関する法律も御検討願いたい。これを御注文申し上げておきたいと思っております。

またたくさん御質問申し上げたいことがございますが、実は参議院で提案理由の説明をしなればならないという通知がきておりますので、最後にこの法律の内容についてであります。私どものはうは審議会をつくることを要望いたしております。政府案の中には必ずしも審議会をつくるということが明確にはうたわれておらないのですけれども、やはり適正に受注が行なわれているかどうかを判定する、また必要に応じて若干大企業の方面に向ける発注を規制してでも中小企業に向けないければならないような根拠を与えるためにも、審議会の必要があると思っております。その点についてはどういふふうにお考えですか。

○影山説明員 お答え申し上げます。
この官公需関係の法律の実施にあたりましては、まず第一番目に、協議をしなければならないものは役所同士でございまして、そういう観点から官公需の発注推進のための連絡協議会というものを役所の間でつくりまし

ございます。

○浦野委員 いま有効需要の拡大をはかるために政府は大型の予算を組んで、あるいは財政等によってその拡大をはかろう。今度の予算審議がありましたが、その中に住宅政策とかあるいは公共事業の繰り上げ等が具体的にでておりますが、そのほか通産省として何か有効需要を喚起するような方策は考えておられないか、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○影山説明員 通産省全体といたしましてはやはり有効需要の喚起という点には力を注いでおるわけでございますが、御承知のように有効需要の喚起の場合に民間設備投資を通じての有効需要の喚起という点につきましては、すでに相当の設備投資の過大という点もございまして、ある程度そちらのほうは節度のある有効需要の喚起、設備投資の拡大ということをやつていかなければいけませんので、そういう点につきましてはある程度の限界があるわけでございます。しかしながら、中小企業の部面におきましてはそういう設備投資等につきましてはまだまだおくれしておりますので、中小企業の設備投資の拡大を通じてそういう民需のほうの有効需要の喚起をはかつていくということは特に必要なので、私も今度の中小企業向けの財政投融資の拡大等をはかりましたのもそういう点の一つの趣旨でございます。また輸出の振興につきましても、従来以上に積極的に通産省全体として取り組んでおるわけでございまして、そういう点を通じて、輸出を通じての有効需要の喚起ということも努力をいたしておるわけでございます。

○浦野委員 通産省としては貿易の拡大をはかる方法をどう、それから中小企業の設備投資をやる。ただここで問題になることは、今度の不況の要因が、よくいわれておる設備投資の拡大によって投資の行き過ぎということからその不況の要因の一つが出てきておるといふところへ、また中小企業が通産省の指導によって設備投資を拡大することによって、昭和三十九年に起きた不況の要

因のそのあとをまた追って回るような結果になりはせぬかと思ふのだが、その点どうですか。

○影山説明員 お答え申し上げます。

まず第一番目に、やはり御指摘のとおり設備投資の過大のあやまちをまた繰返すということでは何にもなりませんので、一方におきましては官公需の拡大等によりまして中小企業者の安定した需要を確保してあげることが一つ、それから第二に、設備投資をいたします際にやはりよく需要の測定等を、中小企業者のほうに材料等を提供いたしましてそういう需要の拡大、あるいは行き方に応じました設備投資をやるということ、それから単に設備投資だけを、物的な拡大をやるだけでは十分でございまして、やはり経営管理の合理化という点も相応じまして行ないませんと、せっかく設備投資が拡大いたしましたも企業の内容自体といたしましてはウツの太木というようになつていこうになりますので、経営管理の合理化という面とバランスのとれた近代化、合理化をはかつていきたいというように考えております。

○浦野委員 去年一年で中小企業の倒産が非常に多くなつておりますが、六千件の倒産は、大きく分ければ製造部門と流通部門を担当しておるものと二つになるのですが、特に倒産が多いという業種がわかつておたら、製造部門と流通部門で示したいだきたいと思ひます。

○影山説明員 お答え申し上げます。

詳しい資料は後ほどお答え申し上げますけれども、大体業種別には申しまして、従来高度成長の過程におきまして相当伸びていった業種、機械、金属というふうなものが倒産の数が多いというふうに出ておるようでございます。それから繊維等につきましては、これは平均して数はあまりふえてもおらず減つてもいないというふうな傾向ではないかというふうに考えております。

○浦野委員 それは金属関係が一番多い、それから繊維、これは製造部門ですね。流通部門もやはりそういうふうな金属関係あるいは繊維関係とい

うのが多いのですか。

○影山説明員 お答え申し上げます。

商業関係も件数から申しますと、全産業で六千件のうち二千百件に及んでおります。そういうわけで商業関係も相当多いわけでございまして、その中の業種別につきましては、まだ詳しい調査もできておりません。

○浦野委員 一べんそれはこれからのいろいろな対策をとるために、どういう業界が一番不況の波にさらされておるかということは、これは当然中小企業庁としても調べておかなければならないことだと思ひますので、ぜひ調べていただきたいと思ひます。

そこでさらに倒産問題ですが、最近景気もある程度回復の見通しが立つてきた、あるいはだいぶ各通産省の局長会議あるいは大蔵省のほうからの銀行局の関係等から見ても、だいぶ景気の回復ができてきたというふうには言ひふらされておる、また私もさういふふうには考えております。政府の施策が着々と実を結んでくるというふうに感じておつたわけですね。ところが昨日でさかの新聞を見てみますと、四月になつてが然倒産がふえてきたというふうなことが書いてあります。一月、二月、三月と比較しますと、三月の二十八日から四月の二十七日までの間の倒産が五百二十四件ある。その倒産の金額というものが四百九億五千万円だ、一件当たり七千八百萬円の負債があるというふうに出ておつたわけでございまして、実は私は意外に思つたわけでございまして、一方、大蔵省のほうの調査では、輸出は新記録になつたんだ、四月の中旬で五億一千九百六十八萬ドルで、輸入が五億一千四百三十三萬ドル、差し引き五百六十四萬ドルの輸出がふえてきた。一方では非常に何か大きく貿易も伸びて、景気の回復ができたというふうにも考えられるわけですが、一方ではいま申しましたように倒産が四月に入つて非常にふえてきた。これは何か一月、二月、三月と比較して、四月には特に倒産の起きるような要因があらわれておるわけですか。その点通産省でわかっ

ておりましたらお知らせいただきたいと思ひます。

○影山説明員 お答え申し上げます。

景気の回復状況につきましては、基調的には上向きの方向に向かつておるといふふうには私も考えておるわけでございまして、通商産業局長会議の局長の報告におきましても、私も一般的に調査をいたしておりますよりも、実感を受けておる窓口の局長たちの話は意外にいいわけでございます。だから私も今後は中小企業の部面におきまして、景気の回復というものがだんだん浸透していくんだらうというふうに期待をいたしておるわけでございまして、先生御指摘のとおり、この四月の倒産件数が五百二十四件というふうな、昨年が六千件でございまして平均五百件でございまして、そういう台にまたなつてきたということ、これの特別の理由があるかという御質問でございますが、私もこれはこの三月が年度末でございまして、年度末に決済等が集中をいたしまして、この三月に倒産の数が増えるんじゃないかということを考えておつたわけでございまして、ところが先生御承知のように、三月におきましては四百二十九件ということで、意外に数が少なかったわけでございまして、四月に倒産が五百件をオーバーいたしましたのは、結局のところ三月の期末の決済というものが、私も三月末と期待しておつたのが四月にずれ込んだというふうな解釈をいたしておるわけでございまして、これも多少イレギュラーな現象ではないかというふうに考えております。基調的にはやはり倒産件数も逐次少なくなつていくということを期待いたしておるわけでございまして。

○浦野委員 いま長官の話を聞いておると、そう心配したことはない、ところがわれわれ一般国民から見ますと、景気の回復がある程度自信ができてきた、どうにかこうにかこれは不況ムードというものをぬぐい去ることができるといふふうな一つの希望をずっと持ってきたところへ、こういう非常に多くの倒産件数が出てきた、しかもそ

の金額においても一件当たりの倒産金額が七千八百万という形が出てまいりまして、意外に思ったわけでございますが、いま三月の決算が四月にずれ込んだという理由だということをお聞きしました。ただ単にそうしたことだけの理由ならば、心配の中にもまあまあという気持ちがありますけれども、何か新しくそうした不況に対する要因というものがほかにはありませんか、こういうふうにご感ずるわけですが、この点長官のおっしゃることを信用して、もうしばらく状態を見ることにいたします。

そこでこの去年六千件倒産した、さらにことしも三百件なり四百件あるいは五百件というのが一月からずっと倒産してきておる、ところがこれだけ倒産したならば、もつと失業する人あるいはもう少しこの状況が悪くなるという感じがわれわれはするのですが、私のほうの一つの例をとってみますと、今日倒産をしたといっても実際にそれでは——過去のわれわれの観念では、倒産すると工場も閉鎖してしまう、あるいは土地も競売してしまう、社長は無一文になってどこかへそこそと逃げていってしまうというものが、われわれのいままでの倒産の観念ですけれども、最近の倒産というのは、倒産したといつてちよつと一日か二日休んだと思うと、もう相変わらず工場をいままでと同じように生産をあげておる、もちろんそこに働いておった人はそのまま働いておるといふような状態が非常に多いと思ひますが、この六千件なりあるいは七千件、八千件、おそろしくいままでは一万件以上の倒産があるわけですが、その倒産の状況あるいは内容、一々はわかりませんが、いま私が申し上げたような状況であるとするならば、私はまだ倒産といつてもわれわれの考えでおる倒産と多少違ふという感じがするわけですね。ほんとうに店をしめてしまふ、閉鎖してしまふといったようなのと、仕事を相変わらず続けておる、借金だけたな上げて倒産の一つの宣伝とか、いわゆる計画倒産、こういうものと二色あると思ひます。通産省のほうで実際に倒産したものと、どうも計画倒産的な感じの深いものがあるのですが、その比率ははっきりわからないのですか。

○影山説明員 先生御指摘のとりの傾向もあると思ひます。昨年じゅうに倒産いたしました六千件の中で、計画的に申しますとそれはちよつと語弊があると思ひますけれども、倒産したあととも形を変えて復活をしておるもののがのくくらいあるかというところにつきましては、まだ調査をいたしたものはございませんけれども、私の乏しい経験によりまして、例の東京発動機が会社更生法の適用申請をいたしました、その際関連の中小企業が二百件くらいございましたけれども、そのうち倒産をいたしましたものが約二十件ございました。

そのあと、東京通産局を通じて調査をいたしてみましたところ、やはり十七、八件というものは形を変えて残つておられるようでございます。これは小さい人たちがございまして、計画倒産と申しますよりも、一応店を閉じたけれどももう一度復活をはかるといふことで、経営者及び従業員の努力によりましてそういうことになったのだと思ひますけれども、しかしながら、そういうもう一度形を変えて復活した会社と申しますのは、やはり規模の点につきましても多少小さくなつておるようでございますので、やはり全体的な傾向といつたしまして、方針をいたしたとしても、そういう倒産を起さないとはいふことがまず第一ではないかというふうにご考へておるわけでございます。

○浦野委員 倒産を受けたうちでは、何といつても中小企業の関係が一番多いわけでございます。政府は、この不況対策の一番中心を中小企業に向けて何とか手を打たなければならぬ、こういうことではあるけれども、努力をしておられるのです。いままでの通産省の中小企業に対する不況対策の打つておる手というものは、大体組織がえとか機構をかえとか、こういう指導方面とそれから金融ということにほとんどしぼられてきておるわけでございます。今度、こうした官公需についての中小企業の受注確保に対する法律が出

て、何となく、不況対策あるいは中小企業に差し伸べた手がほんとうに何か具体化してきたような感じがいたしてゐるわけですね。もちろん、いままで設備近代化にしてもいろいろなものにして、それはある程度具体化しておるわけですが、ほんとうに大きく広く具体化してきたというのは、私はこの官公需の受注確保の法律が初めてだと思ひます。が、先ほど麻生君からも申されまして、私どもも、一体この官公需の受注確保という法律を出してこられて、次に打つべき手というものは何か考へておられるか。もし考へがあるならばお聞かせいただきたいと思ひます。

○影山説明員 お答え申し上げます。

御承知のように、中小企業の施策につきましては基本法がございまして、各条ごとにいろいろな方針を示してあるわけでございます。その方針に従ひまして関連法規を作成し、あるいは予算を提出いたしました。中小企業の近代化、高度化等につきましましての施策を講じておるわけでございます。大体、今度の官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律を提出いたしました結果、ほぼ基本法の関連法規というものの一応体系ができたのではないかとこのように考へておるわけでございます。

○浦野委員 中小企業基本法ができて、そうしていろいろの具体策を練つておいてなると思ひますが、できてからずいぶん期間があるわけですが、よくよく新しいこうした施策が出てきたわけですね。この間、実際に、中小企業基本法を土台としていま申しました官公需の受注の確保の法律以外にももう少し何か具体的な方法を考へていかなければならぬんじゃないかとわれわれ思つておるわけでございます。先ほどからいろいろとお話がありましたが、やはり金融の面について中小企業に特殊な措置をとるといふような方法はまだ考へておられないか、あるいは将来考へていこうというお気持ちがあるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○影山説明員 お答え申し上げます。

中小企業に対する金融の面につきましてはの施策の手当でございますけれども、御承知のように中小企業の政府関係の三機関というのが政策金融及び補完的な金融の面を受け持つておりまして、その面につきましても金利の引き下げあるいは資金量の拡充ということも相当程度行なつてきたわけでございます。しかしながら、先生御承知のように、政府関係金融機関の中小企業金融に占めるシェアと申しますものは大体一〇%以下でございます。結局のところはやはり中小企業金融は市中金融機関に依存せざるを得ないということになるわけでございます。その際、中小企業者は、先生御承知のように、担保力が非常に不足いたしておりますので、そういう点を補完するという意味におきまして信用保証協会の制度があるわけでございます。昨年末不況対策をいたしましていろいろと拡充をいたしましたけれども、今度そういう点も総合的に考え直してみまして、金融対策の拡充といふものを今後基本的なことに推進をしていきたいということ、中小企業政策審議会の中に金融小委員会という委員会がございまして、そこにかかしまして、基本的な点から根本的に研究をいたしてみようというのを考へておるわけでございます。

○浦野委員 先ほど、需給の増大ということが一つの不況対策の大きなものになつておるからこれを増大しなければいけぬ、こういうお話がございましたが、たとえば官公需のこの法律ができて大企業と中小企業との受注の比率がある程度きめられたとしても、大企業で買入れても中小企業で買入れても、需給といふものは実際変わりません。私は思ふ。大きな企業で買つても小さな企業で買つても国全体の需給関係といふものは私には変わりないと思ひますが、あるいはそこで購入すれば利益はあるかもしれないけれども、中小企業そのものに對する国全体の大きな景氣調整政策に對しては利益はないような気がするのですが、この点どうですか。

○影山説明員 先生御指摘のような点もあるかと

○影山説明員 お答え申し上げます。
 本法の第四条におきます方針の内容でござい
 ますが、この方針の内容として考えておりますの
 は、第一番目に、国等の契約の中小企業に対する
 発注のための量的な努力目標というものと、それ
 から第二に、そういう努力をいたします際の裏づ
 けになりますところの施策の方向という二つの大

つくった価値があると思います。それがうやむやな線であつては、私はこの法律をつくつてももう何も価値のない法律だというふうに見ておるわけでありますから、大企業と中小企業、価格の問題あるいは請け負い業者の規模の問題、なかなか問題点は私は相当出てくると思います。が、できるだけ限り中小企業庁はがんばって、そして各省

かという御指摘でございますけれども、これは勧告ということばを使ってもいいわけでございますが、大体通産省関係の法律につきましては、対民間の場合には勧告ということばを使う例が多いわけでございます、役所間の要求という場合には要請ということばを使っておるわけでございます、決して語感の上におきまして弱い感じはな

が、大体私どもの当面の目標といたしましたしては、中小企業の生産あるいは輸出が全体に占めますシェアが大体五〇％程度でございますので、少なくとも中小企業の官公需に占めるシェアというものを五〇％には持っていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○浦野委員　五〇％ということは、この法律をつ

くつて五〇%まで上げるといふことは、もうほんのわずかに上げるといふことだけにしか考えられないわけですが、せっかくこれだけしっかりした法律をつくつて、そしておそく中小企業の方々もこういう法律ができたといふことは非常に大きな期待と希望を持つておるわけです。そこで、中小企業庁としてはまあ五〇%までぐらいいはということになるが、もちろん大企業はあまり圧迫するようないふことも一面まづい面もあるかも知れないけれども、何といつても数の多い中小企業者のことですから、私の考え方は四〇%と六〇%、いまのシェアを逆にするといふところまでぐらいは進めなければこの法律をつくつた効果といふものが私はあらわれないと思ふわけでありまふ。これはお答え願わなくてもいいわけです。

そこで最後にもう一点、これは中央の官庁がこういうことをやつただけではなかなか効果があらわれない。この法律の中にも、地方の市町村にも県にも要請する、あるいはそういうふうにしていくように努力をする、また協力を仰ぎたい、こういうことが言われておるわけですが、もちろん民需のほうまでそれをやるということはなかなかこれは困難だと思ふわけでも、その地方の自治体にそういうことを要請するといふことはなかなかこれは困難な面もあると思ふますが、通産省としては具体的にどういふ方法を地方自治体に要請されるか、お聞かせいただきたいわけです。

○影山説明員 お答え申し上げます。地方公共団体ににつきましては、第七条におきまして「国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」といふように努力義務を課しております。それによりまして地方公共団体は努力をする義務が生じてくるわけでございます。御承知のようには、地方公共団体は地方自治の原則によりまして相当独立制を保つていかなければならぬわけでございますけれども、自治省を通じてこの方針あるいは実績の通知あるいは要請といふようなことも、地方公共団体に対して要求をいたしてい

きたい、実施方を要求をしていきたいといふふうで考えておるわけでございます。

○浦野委員 いろいろと御説明をいただいたわけですが、要は、この法律の目的が中小企業基本法が成立してから私は具体的な施策としては初めてだと思ひます。ほかにいろいろな問題を取り上げておるけれども、ほんとうに具体化してその官公需の問題をこれから中小企業者にもっと大きくシェアを広げるといふようないわゆる温情のある政策としてはこれが初めてだと思ふわけですが、どうかこの法律ができて、ただ方針とかあるいは措置をとらなければならぬとかあるいは要請するといふような抽象的なことだけに終わらずに、実際にこれが生きて動くようにこれから努力していただきたいと思ふわけです。

以上をもちまして私の質問は終わります。

○天野委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時六分散会